**ロービジョンキット貸出規程**

**平成２４年１１月１日制定**

**平成２６年８月１日最終改正**

**（趣　旨）**

**第１条　この規程は、ロービジョンキット（以下「キット」という。）の貸出・管理に関し必要な事項を定めるものとする。**

**（管理者が行う業務）**

**第２条　管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。**

**（１）　キットの利用の承認に関する業務**

**（２）　キットの維持管理に関する業務**

**（貸出日）**

**第３条　キットの貸出日は、年末年始休暇、夏休み等センターの休館日を除くものとする。**

**２　前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認めるときは、貸出日を変更することができる。**

**（貸し出し期間）**

**第４条　キットの貸出期間は、原則として使用日を中心とする７日間とする。**

**２　予め申し出た場合は前項の期間の変更を行うことができる。**

**３　郵送を行う期間はこれに含むものとする。**

**（利用の承認）**

**第５条　キットを利用しようとする者は、指定の用紙により管理者の承認を受けなければならない。**

**２　承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。**

**（貸し出しの制限）**

**第６条　管理者は、キットを破損し、又は滅失するおそれがあると認められるときは貸し出さないことができる。**

**２　前項のほか、キットの管理上支障があると認められるとき。**

**３　過去に借用し、再度貸し出すには問題がある場合は貸し出しを行わないことができる。**

**（使用料）**

**第７条　利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に定める使用料及び送料を支払わなければならない。**

**（１）一般団体　　　　　　　１，０００円**

**（２）障害関係団体　　　　　　　５００円**

**２　前項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。**

**３　前項の場合であっても、キットの送料は利用者が負担するものとする。**

**（利用の承認の取消し等）**

**第８条　管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは制限することができる。**

**（１）利用の申込みに虚偽又は不正があったとき。**

**（２）規定による承認の条件に違反したとき。**

**（３）キットが利用できなくなったとき。**

**（権利の譲渡等の禁止）**

**第９条　利用者は、キットの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。**

**（利用の申込み）**

**第１０条　キットを利用しようとする者は、規程第５条第１項の規定によりロービジョンキット利用申込書を管理者に提出しなければならない。**

**２　前項の申込みは、利用日の３箇月前から行うことができる。**

**３　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項に定める期間外においても利用申込書を提出することができる。**

**（１）法人が主催する行事等のために利用するとき。**

**（２）法人が共催する事業のため利用するとき。**

**（３）前２号に掲げるもののほか、公用又は公共のため、管理者が特に必要と認めるとき。**

**（利用の承認等）**

**第１１条　管理者は、利用申込があった場合において、その利用を承認するときはロービジョンキット利用承認書を利用申込者に交付し、承認しないときはその旨を利用申込者に通知しなければならない。**

**２　前項の規定による承認は、申込みの順序に従って行い、申込みが同時の場合は、協議の上決定する。**

**３　公用又は公共のため、管理者が特に必要と認めるときは、前項の限りでない。**

**（利用承認の取消し又は変更）**

**第１２条　利用者は、その利用を取り消し、又は変更をしようとする場合は、利用承認書を添えて、管理者に提出しなければならない。**

**２　管理者は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、利用取消し（変更）承認書を利用者に交付する。**

**３　承認事項変更の承認により既に納付された使用料に過不足が生じたときは、当該過不足分を直ちに納・返金する。**

**（利用後の届出等）**

**第１３条　利用者は、キット等の利用を終了したときは、直ちに点検票を管理者に提出しなければならない。**

**（損傷等の届出）**

**第１４条　利用者は、キット等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。**

**２　前項の届け出があった場合、もしくは届け出を怠った場合は、管理者は必要に応じて修繕にかかった費用を請求し、利用者はこれを支払わなければならない。**

**附　則**

**（施行期日）**

**１　この規則は、平成２４年１１月１日から施行する。**

**２　この規則を一部改正し平成２６年８月１日より施行する。**